# 総合生活保険(傷害補償)のご案内



# 補償

# 1. 傷害補償(基本となる補償)

## (1)日常生活全般プラン

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…・・交通事故によるケガ・・仕事中のケガ・・家庭内でのケガ・・旅行中のケガ・・スポーツ中のケガ

死亡・後遺障害 ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

入院•手術

ケガで入院\*1したり手術\*2を受けた場合に保険金をお支払いします。

- \*1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について30日を限度とします。
- \*2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。









### 【被保険者の範囲】

この保険契約では記名した方が被保険者(補償の対象)となります。

## 2. 個人賠償責任補償

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)\*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、

法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ・買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたスキー用品を誤って壊してしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。

\*1 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。

### 【被保険者の範囲】

この特約における被保険者は本人、本人の配偶者、本人またはその配偶者の同居の親族、本人またはその配偶者の別居の未婚の子、本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方となります。

### 相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された 場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として 東京海上日動が行います。









保険の対象となる方

# サービスのご案内

# 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

## •メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します



受付時間\*1: 24時間365日

**™** 0120−708−110

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、 24時間365日)。

#### 緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

#### 医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

#### 予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

#### がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカル ソーシャルワーカーがお応えします。

## 転院・患者移送手配 \*2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の 手配の一切を承ります。

\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

## 介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応 じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも 土日祝日、 年末年始を除く

電話介護相談 :午前9時~午後5時

・各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

**100** 0120-428-834

#### 電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護 サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関する ご相談に電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用 いただくことも可能です。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門 医療機関のご案内等を行います。

## インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護 の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な 情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

#### 各種サービス優待紹介\*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の 方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。\*3

- ※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。
- \*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- \*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

## ・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受 付 時 間:・法律相談 :午前10時~午後6時

いずれも :午後 2時~午後4時 •税務相談 ・社会保険に関する相談:午前10時~午後6時 土日祝日、

年末年始を除く ・暮らしの情報提供 :午前10時~午後4時

ಠ್ತಾ 0120−285−110

#### 法律•税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご 相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html ※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

#### 社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく 電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

## 暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報 等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

#### ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1・ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。

- 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご 負担となります。
- \*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。 婚約とは異なります。
- \*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

# 保険金をお支払いする場合、お支払いしない主な場合

■保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

# 【傷害補償】

- ■「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ\*1をした場合に保険金をお支払いします。
  - \*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

■保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金 の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合		
	死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に <b>死亡された場合</b> ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。  ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け、取るで生じたケガ(その方が受け、取るでき金額分)・保険のが変となる方の闘争行為、自殺行為または運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ・無免許運転や酒気帯が運転をしている場合に生じたケガ・・無免許運転では流産によって生じたケガ・・対解・がまかがでは、大ががまかがでは、大ががまかがでは、大ががまかがでは、大ががいまがで、大ががである場合を除きます。)によりであるがで、大が、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		
	後遺障害保険	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に <b>後遺障害が生じた場合</b> ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。			
傷害補償	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について30日を限度とします。  ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。			
傷害補償基本特約	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3  *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。			

# 【個人賠償責任補償】

保険金 の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約	国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合 ■ 日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■ 電車等*1を運行不能にさせた場合 ■ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合 ■ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合)に限り、示談交渉はに要決ます。)に限り、示談交渉はに関します。 ※ 1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ※ 2を除きます。)に限り、示談交渉はは見着の等を除きます。)に限り、示談を連続には損害性がない場合の対象となる方には損害がおいる保険金がを出たがない場合等には、保険金が多りまなとがあります。 ※ 2 (以下のものは受託品はきまれません。自動車、原ジコとは、保険型教となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されている保険での保険契約をとなる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償内容を十分ご確認ください。 * 1	・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によっ て保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・処下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・展院の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・選押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・受託品が適常有する性質や性能を欠いていること ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・受託品が着する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ・受託品の置き忘れまたは紛失等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・受託品の置き忘れまたは紛失*4 ・一部がまたは損機・一部による損害賠償責任は除きます。 ・2 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 ・第、この対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合に対きます。 ・2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフの練習、競技または指導を同意と応表しよる損害賠償責任は除きます。 ・3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ・4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 ・3 1ルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ線習場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。 ・3 1ルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ線 間場敷地内に適け入りで通常が設定している方といる方には紛失後の盗難を含みます。 ・5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ線 間場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

# 《お問い合わせ先》

◇代理店 : 株式会社ベネフィット・ワン (CRM推進部)

住所 : 〒163-1037 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー37F

TEL : 03-6830-8190 (受付時間:平日9:00~17:30)